

## 村上範致「安政乙卯聞見雜録 一二」翻刻(2)

佐久間 永子 鵜飼 尚代

本稿は、幕末の田原藩士村上範致（文化五年（一八〇八）—明治五年（一八七二））<sup>1</sup>が記した「安政乙卯聞見雜録 一二」全七十一丁の内、後半部分の三十一丁から七十一丁の翻刻で、「村上範致「安政乙卯聞見雜録 一二」翻刻(1)」、の続編である。<sup>2</sup>

安政乙卯（安政二年（一八五五））における範致の状況については、前掲翻刻(1)において解説しており、また、紙面の関係により、ここでは省略し、三十一丁から七十一丁までの記事内容の特徴を述べる。

三十一丁から七十一丁には、告牒記、日本人漂流民の記録、ロシア使節への応対、梵鐘鑄換心得、オランダ国王の書翰、日米和親条約の写し等が記されている。これらに標題を付し整理したところ、全十六件中、十三件が外国事情・外交にかかる記事であり、八割を占めた。範致は、安政元年三月、藩命により海岸防禦対異国船軍事専門係に就任している。<sup>3</sup> 砲術家と知られ、且つ職務から軍事に関係する記録は当然のことと考えられる。さらにこの記録からではあるが、範致が外国との交渉という文官の視点も持ち合わせ、内政のみならず海外事情も注視していたことを考え合わせると、

範致は開国後の日本を見据えて記録したのではないかと思われる。雑記から見える範致の見識・人物像の考察は、今後、これに続く雑記の翻刻を進めつつ行うこととしたい。

本稿に掲載する翻刻は、「村上範致古記録研究会」<sup>4</sup>における輪読作業の成果である。なお、内容を整理する意味で、内容ごとに通し番号（各冊子ごとの通し番号）を付し、内容紹介にあたる標題もそれぞれに付した。標題はまとめて翻刻の前に置く。この標題は、さきの「目次項目案」を再校し改訂したものである。<sup>5</sup>

〔安政乙卯聞見雑録 一二 標題一覧（三十二丁から七十二丁）〕

- ③⑥ 亜墨利加人の告牒記
- ③⑦ 千八百五十二年二月ネウヨルクの告牒
- ③⑧ イギリス船乗組日本人通弁乙吉のこと
- ③⑨ 南京から帰国した日本人漂流民のはなし
- ④⑩ ヲロシア国戦争の風説
- ④⑪ 梵鐘鑄換心得
- ④⑫ 諸宗触頭共への論書
- ④⑬ 魯西亜使節フーチャチンと川路氏応対之内抜書
- ④⑭ 安政二年八月達（亜墨利加の港測量要請）
- ④⑮ 漂民の報告一件（特に亜墨利加の様子）
- ④⑯ 和蘭陀国王よりの書翰和解と副書

④7 和蘭国王より日本帝へ礼物目錄

④8 和蘭陀国への返書と別副

④9 かびたんへの論書

⑤0 亞美理駕合衆国との条約（日米和親条約）

⑤1 浦触書

## 〔凡 例〕

一、資料には丁数が付されていない。各頁下方の丁数は便宜的に付したもので、丁の第一行目の下に置いた。

一、字配り等、原本の体裁を尊重するようつとめた。

ただし、内容ごとに一行間隔をあげ、通し番号を付した。通し番号は標題に対応する。

変則的に置かれた文字等は適宜読みやすい形にした。

一、文字の表記については、左記に従うこととする。

(1) 漢字は原則として常用漢字を用い、異体字は本字にした。

「一」は「コト」、「ム」は「シテ」、「尸」は「トモ」、「并」は「并」とし、「斗」は「鬪斗」「ばかり」のみに使用した。

(2) 固有名詞（地名・人名等）も、常用漢字を用いた。

(3) 変体仮名は、原則としてひらがなにした。

助詞の「者（は）」「江（え）」「エ」「へ」「而（て）」「二」および「并」「而已」は、そのまま用い、ポイントをさげ右寄せにした。

(4) 繰り返し記号は、漢字は「々」、ひらがなは「ゝ」「ゞ」、かたかなは「ゝ」「ゞ」にした。二文字以上の場合は、

「く」にした。

(5) 「大夫」と「太夫」は、武士の場合は「大夫」とした。

一、あきらかに誤字、脱字とおもわれる箇所については改めることは控え、右側に(衍カ)、(脱カ)、推定できない場合は(ママ)、推定できる場合は(○カ)と記した。

一、原本に掲載されている傍点、傍線は原則原本のとおり表記した。朱線は、太線で記した。

一、虫損、破損などで判読不能の場合は、一文字なら□、文字数が不明なら□で示した。

一、朱書きは、「」で囲みゴシック体にした。

一、修正を意図した塗抹の部分は、原則として翻刻に加えず、修正にしたがって翻刻した。



「安政乙卯聞見雑録 二」  
の表紙(上)と本文(下)  
田原市博物館所蔵

36

人名  
レビソイヤツパン  
日本  
抜萃

31  
丁

外国人日本通商之企亞墨利加人当今

☆日本<sup>エ</sup>志望ノ事載タル公顯ノ告牒記ノ事

我レ日本ニ在シ時ヘルミル<sup>人</sup>名ノ曆数千八百五十年第一月八日ワス

シント<sup>聖頓</sup>ンノ都府共和政治ヨリ發シタル一翰ヲ得タリ將又是ニ附

属ノ書アリ是則彼地執事衆議ノ時ニ告シ説ニシテ

既ニ日本ノ事ニ携リシコトナリ蘭語ニ訳シ左ニ書ス

一 風聞書ハ此国ニ於テ公説流布ノ具ナリ漂民等

日本ニ於テ非道ノ応接ニ逢ノ説専ラニシテ速ニ共和政

治ノ軍勢ヲ江戸ニ發向シ日本政府ヲシテ法律正

務ノ人民ノ制度ニ做シメ亞墨利加通商ノ為其

湊港ヲ開キ且ツサンブラシスロー<sup>北アメリカ地名</sup>ヨリ上海

広東ニ通路スヘキノ蒸氣船ノ為メ松前対馬琉球ノ地

ニ石炭場ヲ設クル趣向ヲ促シ若シ其談判ヲチヨーグ

ンス<sup>乍恐將軍様</sup>ノ御コトヲ云フカ方及ヒ執政拒ニ於テハ日本政府承伏ニ

及フマテ其都府ニボムベン及焼丸ヲ放發シ国中ノ湊

港ヲ塞閉シ恨ヲ日本船ニハラサン此意頻リニ止マ

サル所ナリ然ルニ法度ニ於テ此發向全ク索ル道ナシ

故ニ衆会館ニテ得ルヨウニスヘシ

一 我等当今ノ諸説ニ因リ不日ニ大貌利太尼亞仏郎西両

国日本征戦ニ加勢スヘシ素ヨリ日本無量ノ産物ヲ  
有チ土地豊饒ニシテ交易莫太ノ利益アル諸品物出產  
スル帝国ノ政府ヲシテ鎖国ノ法ヲ停メ政務ヲ法律  
正整ノ諸民ノ法ニ改革セシメン趣意也思フニ日本ノ  
為必大事ナリ汝日本ニ朋友モアラハ告知シテ可ナランカ  
是ハアメリカ  
人ノ文ナリ

一

日本ハ独立ニシテ其人性偏匿ノ質アリ此国曆数千六百  
三十年來唐和蘭ノ外ニ民ト貿易ヲ断絶セリ雖然

暴策或ハ時勢ニ因テ世上一般盛ナル貿易ノ志念ヲ

以テ其偏匿ノ意ヲ折シクニ至ラン今兩方(西)ニ於テ

貌利太尼亞ノ盛ナルカ如ク必ス一度ハ東方ニテ是ニ

等シク威ヲ振フノ国トナラン

一

日本語ハ文字ノ連綴數多ク仮名ハ四十八字ヲ數フ語  
音靜清ニシテ東亞細亞洲ニ於テ頗ル整備タリ

又此語音唐ニモアラス又亞細亞洲他邦ノ部類ニ非サ

ルナリ扱日本人ハ自国ノ文字備リ其數最多學

校アリテ若輩ノ男女貴賤始學ノ教示ヲ受ケ大學館

ニハ高貴ノ學術測量天文地理亞細亞歐羅巴洲

ノ名タ、ル国話(語)ノ學識アリ

一 又江戸ニ書庫アリ世人ノ説ニ此書庫ニ書冊丁数

十五万備アリト云ヘリ将日本人ハ都テ学問法律ニ長

シタルコト唐人ニ勝リ又諸件ニ頗ル秀スルノ性アリ

一 此国ノ貿易航海ヲ営ム輩ハ外民ト交親ノ嚴禁緩徐三續

ナランコトヲ庶幾スルノ意甚シ蓋シ外民ハ当今唐和

蘭人長崎ニ來着スル而已ナリ雖然国政度ノ擾乱ヲ

怖畏シテ鎖国ノ法弥嚴ナリ

一 九州薩摩領鹿児島港ノ商民ナバキヤン海名ヲ經琉球海

上ニ於テフユンシヤン人ト貿易売物ニアメリカ産ノ木綿

等アルナリ此貿易世人ノ説ニ薩摩ノ国主ノ免許ニ因テ

遂クルト云ヘリ但其国主日本帝族ニシテ琉球及ヒ鹿児島

島ノ大主ナリ扱日本政府ニ於テ嚴禁アリト云ヘトモ其国

属地商民世人欲スル意ノ如ク密ニ唐及ヒ魯西亞人ト

貿易ス

一 日本国中大都会ノ市店ニハ農工ノ諸産物アリテ遠近

ノ人民郡集ス将国中商業農作江戸京都大坂下ノ関

鹿児島サンカル鳥名小倉長崎土佐松前ノ市街ニ於テ

商貿ノ値牒ヲ作ルコトアリ又産業ヲ励ムノ法令アリ

一 大坂ハ外国産物ノ大市ナリ此街民商頗ル夥シ土地淀川

33丁

口ニアリ住民商業繁昌ヲ以テ他所ニ勝ルモノナリ

一

要用品物水等ノ欠乏或ハ烈風強雨ノ時ニ当リ鯨漁民商売ノ輩不得止事屢日本港内ニ来リ破船ノ患

ヲ避ルコトアリ只唐和蘭人ニ限リテ長崎港内ニ其

館ヲ設ル其他日本ニ来ル外民ハ災厄ニ逢ヒ不得止シ

シテ其期<sup>(行)</sup>ニ及ヒシモノモ忽チ囹囚セラレ而シテ番兵ノ

警固アリテ長崎津ニ送ラレ其他ニ於テ再ヒ囹囚

セラレ日々ニ与フル所ノ食物ハ僅ニ米魚水<sup>而已</sup>加之幾

多無恕ノ辱ヲ受ケ既ニ絵板ヲ踏セ是ニ吐唾セシメタリ

実ニ艱難ニ逢ヒ我究民斯ノ如ク暴戾ニ接対セラレ如

何シテ尺時モ忍フヘケンヤ

一

斯ル患情ヲ以テ我政府須臾モ堪ルコトヲ得ス日本シヨウグンス

前<sup>ニ</sup>書簡ヲ贈リ以テ其政府ニ我民鯨漁航海通商ヲ

営ム者ノ為患ヲ除カン事ヲ請ヒ暴風剛雨ノ時

其港内ニ来リ危難ヲ凌クコトヲ得欠乏諸品ヲ当

時ノ値ヲ以テ購ヒ將破船ノ時ハ其接遇賓客ノ饗応

アリテ急速咬啗吧在住ノ共和政治コンシユル<sup>官名</sup>ニ回帰セ

ンコトヲ庶幾ス蓋シ其費用ハコンシユル直ニ弁スベシ

一

此適宜理正実ノ冀望若シシヨウグンス拒ムニ於テハ我政



府廉直ノ旨意ニ本ツキ人倫徹適ノ誉光ヲ輝シ日

本政府ニ対シ強勢ヲ振ヒ此冀望ノ道ヲ開シ蓋シ江戸

港松前津之関鎖ヲ開クニ僅ニ二艘ノフレガツト艦

ヲ以テ事足ルヘシ而シテ驕夸ノ日本政府ヲシテ速ニ我本意

ニ伏従スルニ至ラシメン

一 地理ニ因レハ日本ハ島ナリ港湊碇場最良シ住民満々トシテ

頗ル勉勵ノ性アリ其人丁五千万ニ過クヘシ国産無量

ニシテ貿易品物界際ナシ王侯貴人聰明英智実ニ国

民ノ博(マ)工材志望最甚シ爰ヲ以テ他亜細亞人ニ比

スレハ其質遙ニ勝リ此国偏屈ノ政度賢良ノ

緩政ニ因リ天然人佐無量ノ有益ヲ以テ共和政

治ト貿易ノ因ヲ結ヒ大幸ヲ得ヘシ蓋シ其国ノ

權威及ヒ宗門ニ聊損害ナシ

一 日本亜墨利加両国ノ交接意ノ如ク整ヒ唐国ニ

亞墨利加蒸気船通路ノ企蝦夷都府サンガン地名ノ海

門ニ接スル松前及対馬ノ属島フコンク島名ノ湊ニ石

炭場ヲ設ケ以テ成就スルニ於テハ日本人ノ為其政務

商業ニ益アルコト夥シ而シテ日本人蒸気船製作運用

当今發明改革シタル陸戦海軍ノ法則ヲ現在習

34丁

学スベシ是則日本人ノ性強勇アルニ因リ其政府ヲ

シテ外民ノ襲来ヲ防キ国家ノ危難ヲ除キ東方

第一ノ水師強盛通商繁栄ノ国タラシムルノ要務ナル

ヘシ加之我蒸氣船来着ノ便宜ニ因リ其政府ニ外国

諸州之政事商法學術ノ告知速カナルコト咬啗吧ヨリ

発スル蘭船乍浦ヨリ来ル唐船ニ勝ルヘシ

## 一

使節賢良ニシテ事ヲ遂ルニ何ノ難キコトカアラン唯世法

頭領タルシヨークン神法頭領タルミカトヲシテ此意ヲ

明語セシムルノミニアリ我趣意日本宗門政事ニ關係

スルノ念ナク日本ト和順シ双方有益ノ貿易ヲ庶幾

スルノミニシテ其国家城郭商館所領ニ望ミナシ又其国

ヲ攻拔スル意更ニ無シ唯我民日本通商免サル、ニ於

テハ其法度ヲ守ニ甚タ慎ミ貿易ノ運上ヲ納メ其宗

門ノ政事ニ關係スルヲ嚴禁シ其国ノ君長法則ヲ敬

恭スヘシ是ヲ日本帝国政府免許セハ速ニ共和政治

ノ使節江戸ニ至リ通商ノ条目ヲ定ムヘシ但日本

政府ノ港内ニ於テ亞墨利加通適<sup>Adapt</sup>安全ヲ計ル所

ニ從フヘシ將又日本国民彼港内ニ来リ貿易スルモノ

アラハ之ヲ衛護スルノ誓約ヲ立テ日本共和政治兩

一 国ノ和親ヲシテ不易ナラシメン但公題告  
牒ノ説ナリ

カリホルニヤ地名オレゴンノ海岸广大ニシテ亜墨利加洲益盛ナ

リ我民印度唐国海辺帆弥増シ南海ノ通商鯨

漁繁栄シ去年日本及ヒ其所領ノ海岸蝦夷オ

ツカ地名ノ渚カムシカツトカ地名ベヒリンクスタラート及ヒ氷海

ヲ通航スルニ至レリ此辺而ノ船海ヲ司リ海上ノ權

柄大貌利太尼亞ノ手ヨリ我国ニ譲リ治平ニシテ

元ヲ掌握スルノ期アラン

一 使節日本發向ノ時シヨーゲン贈物ヲ致スノ説アリ

左ニ書ス

一 亜墨利加海岸及都府ノ地図フレシデント国司ヨリ遣シタル

使節ノ事ニ拘ハル政録アタフ洋南太平洋蒸氣船通

路ノ誓使節ノ事ニ抱ル政録アタフ洋南太平洋蒸氣

船通路ノ誓約記録轍道漕路マグネネイーセテレガラフ

磁石ノ氣ヲ以テ事  
ヲ告ケ知ラスル器ノ名 墨利加州海河用蒸氣船ノ図識

亜墨利加陸戰海軍ノ絵図大工道具一式治療

道具一式全完ノ外治内療書究理書測天文

航海兵学書工農ノ品物草木煙草綿ノ種苗

農作坑業轍ニ拘リタル亜墨利加ノ目錄ネ

ウヨルク地名グボストン同等ノ雜記其地商売品物値録

フレシテント同及ヒ長官ノ画像但ダケロウ写真鏡ノ一種

ヲ以テ写タル物ナリ曆数千八百四十九年ノ亜墨利

加属国産木綿毛織ノ様式マダグネテイーセテレカラ一

フ前記スノ図式識ナリ一此織品索不易シ東印度備

一手ノ軍艦ヲ以テ唐国唐誥ノ水師執権ヨリ長崎ニ

送ルヘシ思フニ此贈物恭ク受納スヘシ是我政府ニ贈ル意

厚ク共和政治ノ地理国語農工商税業國中豊饒強

盛法律至整ノ告知ニシテ日本港湊ヲ亜墨利加通商ノ

為開キ日本ニ幾許ノ益アランコトヲ示サンカ為ナリ但シ記録中

ナリ

一 黄金豊饒ノカリホルニヤ地名益發興スルヲ以テ曆数千

八百五十年千八百五十一年亜墨利加州ニ於テベルミル

人ノ指意ヲ專トシ既ニ千八百五十一年ノ秋日本發

向ノ企アルコトヲ聞ケリ

37

一 曆数千八百五十二年第二月ニネウヨルク地名ノ告牒ヲ左ニ示ス

一 近來海軍ノ威勢益盛ナルヲ以テ政意ヲ決シ強勇海

軍亜墨利加州東方海岸ニ於テ我商法ノ憂患除防

37丁

一 ノ為發向スルノ説ヲ以テ誌記スルモノ夥シ

此發向ニ供タル海軍大勢ナルコト尋常ナラス且我水將

士ノ名譽提督ペリリ人名東印度備一手ノ海軍將ノ任ニ

当レリ是必趣意アラン或人ノ説ニ此船裝闘戰ノ萌ア

ルトナリ將卅人一般帝國タル日本ヲ襲フノ企ト思エリ

我輩是ヲ伺フニ和親ノ指意アル説ヲ聞甚快シ我思

フ所又斯ノ如シ万民ノ為志望ヲ懷キ之ヲ遂ントノ意

アル時ハ礼儀温和ヲ旨トスヘシ次ニ著ス所ノ共和政治

府フキルモール人名ノ書翰ノ意唯通商ノ事ヲ述ルノミ

ニシテ他事更ニナシ然リトイヘトモ其威勢強タルハ志望ヲ遂日

本ヲシテ好良ノ政度ニ伏セシムルノ計策ナリ

一 日本ハ法律至整ノ政度ヲ知ラス數百ノ亜墨利加鯨漁船

毎年サンガル地名ノ海門ヲ通帆シ或ハ暴風ニ逢ヒ其旅店

ナキ海岸ニ漂着スルモノアレハ之ヲ殺害ス実ニ災厄ニ罹

リシ船ニ慈悲アル港ニ至レハ破損補理スル免恕アルヘキ

ニ然ラス反テ海上ニ追逐シ之ヲシテ際期ヲ待ニ至ラシム

斯ル所為アルコト既ニ久シ然シテ亜墨利加鯨漁益盛ナルニ因

リ其暴戾無恕ノ土地ニ至リ艱難ニ逢フコト又弥多

シ爰ヲ以テ我政府思慮ヲ廻シ日本行ヘラシテ其政度ヲ

一 外民ノ為改革セシムル發起アリ 下文略之

一 此指抛ヲ以テ提督ペルリ人選ハレ発向総督ノ指令官

トナレリ是智謀聡敏雄大強剛ノ機量備エザレハ其任

ニ当リ難シペルリノ行フ処屢其機量顯ル爰ヲ以テ

ペルリ前ニ令落ヲ受テ快然タル地中海巡行ヲ発セラレ

今万民ノ安危東方ニ於テ亜墨利加通商ノ興廢ヲ決ス

ル大任ニ臨リ是ニ供スル軍艦ハ蒸氣船シユクヘンネ名船ミスシ

ツヒ同上其他フレカツト船運送船ニシテ其シユクヘンネ名船記旗船

ナルヘシ一説ニ陸軍ノ予備アリテ往昔ノ憂患ヲ報ヒ当今

日本ニ滞在スル亜墨利加水主ヲ回帰セシムルニ緊要タル兵器

ヲ備フルト聞ケリ

一 我等歎喜ニ堪ザルハ今政府緊要大志ヲ発スルノ期ニ臨

リ唯費ス所ハ遠海ニ赴ク蒸氣船ニ適用タル石炭ノミ也

且此兵勢其手ヲ他邦ニ備タル内ヨリ出スハ智謀ノ致ス

所ナリ

一 此指抛只亜墨利加州ノ為ノミアラス万国諸州ノ幸福

トナランコト実ニ歎喜ノ至リナリ我等聞所ヲ以テスルニ提督

ペルリ日本ヲシテ往時我等ニナセシ暴戾ヲ贖シメ今囹圄ト

ナリ基地ニ在ル亜墨利加人ヲ免シメ当獄中ニ在ル外民

ヲ悉ク回帰セシメントナリ此輩都テ天災ニ罹リ日本海岸  
ニ漂着セシ者ナレハ獄中ニ戒ラル故ナキヲ以テナリ自後暴風

ノ時日本港内ニ至リ危難ヲ凌キ破損ヲ補ヒ必用ノ品物ヲ  
購ヒ賓客ノ饗応アルノ証ヲ得セシメントナリ是正シク究  
民殺害セラレント表裏ノ差ナリ下略

嘉永七寅二月顧竹堂南窓之下二

書蘭人之拔萃セシモノナリ 石居閑人閱

同年四月石居閑人蔵書借写

同年八月已百堂蔵借写於本庄横綱

翌卯年八月借写於孤松軒下

## 38

閏七月十五日白帆船四艘舶来之内

凡三十五六間ノ本船一艘石火矢五十六挺備凡二拾七八間之  
蒸氣船二艘

是ハ外車付凡壹艘内車付

一 右者イギリス船乗組之内日本人壹人此者通弁役之由

ニテ阿蘭陀通詞罷越候得共不及其儀候段申出候趣二

御座候右日本人ハ生国尾州之者ニテ実母兄弟数多

有之由二十五ヶ年以前漂流致シ候処及破船乗合不

残流散自分壹人イギリス江助ケられ当年四十五才

乙吉と申者之由ニ御座候当時ハ彼国へ妻子も有之候旨之由素ヨリ和仮名字ハ存居彼国<sub>ニ</sub>唐国より

相廻候書籍之内仮名字之書籍有之是を四五ヶ年

も熟覽いたし其後イキリス言相習候由<sub>ニ</sub>て其外の国

之詞は熟練不致候趣申之候由依之此度冲乗付之役人

御檢使<sub>江</sub>応対之儀<sub>者</sub>都<sub>而</sub>通事無之直対之由<sub>ニ</sub>御坐候

右乙吉之風体は矢張異国之形チにて衣類は不及申

頭眼色等も彼国之ものに相変候様子も無之忝人引放

し候得<sub>者</sub>日本之風合も少し相見へ候由一諸に相交候

而は難見分よし

一 右乙吉儀イキリス国に於て日本漂流人十七人

と歟見当り世話致し遣し唐国のイキリス館へ連

越置候処いつとなく逃去行末不相分趣申之候

由此度渡来之儀<sub>者</sub>何歟願筋有之罷越候処自

分義<sub>者</sub>元日本之者故帰国等も致度気合も有之候得共

迎も忝人差返し申間敷自然御召捕杯相成不申様仕

度旨左無之<sub>而</sub>は忝人より事起り可申哉も難計素よ

り破船之砌一命相失ひ可申処彼国へ助り候儀<sub>ニ</sub>付

蘇生仕候心持<sub>ニ</sub>て彼ノ方へ又々生出候心得<sub>ニ</sub>御座候間御



見捨置可被下候段申之尤我国之儀ニ付跡へ見置候儀  
共決<sup>而</sup>無<sup>之</sup>候間生<sup>江</sup>国相残り居候母兄弟<sup>へ</sup>者御当地  
迄罷越候旨御伝へ被下度段申之出候趣外<sup>ニ</sup>唐人も乗  
組居候様子ニ御坐候折々大船中へ当方より野菜類ハ  
御遣し<sup>ニ</sup>相成湊外へ相繋り居鍋島公より関船も被付  
御固厳重隣国よりも詰方相成居候得共此節ハ先年  
之様<sup>ニ</sup>夜中高張篝火等之飾付無御坐間<sup>ニ</sup>而固有之候

41丁

39

一

先日申上候唐人連越候漂流人共之内何歟子細も有之  
哉<sup>ニ</sup>而牢舎被仰付候由<sup>ニ</sup>て種々は迄之手続白状  
仕候由<sup>ニ</sup>御坐候得共是ハ聡と様子も相分不申容易  
<sup>ニ</sup>者外ニ洩レ候儀も有御坐候得共内々風聞承り候処  
イギリス国<sup>ニ</sup>而乙吉世話致呉唐国のイギリス館へ暫  
く在館之砌阿蘭陀人より在留日本人貫請致旨  
談も有之候由之処イギリス人共莫大高価之直段申  
申出候故相談相整不申其後在館中追々唐人共へ懇  
意之者出来候<sup>而</sup>唐人共方申聞候<sup>ニ</sup>者当夏唐国南  
京より日本へ出帆之船有之右使船より帰朝致し  
候得<sup>者</sup>急<sup>ニ</sup>帰国も可致段申之由<sup>ニ</sup>付<sup>而</sup>は其方<sup>江</sup>

罷越候方便無之処唐人共差図にて夜中イギリス  
 館出奔為致候而川船より南京表へ差送り候由  
 其上ニて此度舶来之唐船へ積越候趣之風聞ニ御坐候  
 ヨウラツパ州国々ニ而も日本へ通船之儀者年来志  
 居候由ニハ候得共日本を襲ひ候儀者彼国ニ而も余程  
 相恐れ居候事にて当国へ軍船杯相発候様之儀  
 申聞候得者乗組人数之内雇集り者多く候て容易ニ  
 襲ひかたき国迎皆々追々逃去候者有之由ニ付而者  
 戦争之患ひ等は有間敷之風説ニ御坐候

④0

一 フロシヤ国は独立之由ニ候処当時アメリカ其余相交りフロシヤ  
江戦争相始り候趣乙吉よりも申出候風説ニ御坐候

42丁

④1

閏七月廿六日出八月十日達

○

御老中阿部伊勢守様へ寺社奉行安藤長門守様御伺之  
 上 御達し梵鐘鑄換心得方

- 一 諸寺院梵鐘之儀ニ付御触之内古来名器と有之候者
- 一 稀成儀ニ可有之候間名器たる事判然無紛分相除候積
- 一 鐘銘之内 勅願 台命 宝祚長久 御武運悠遠

其外天下泰平国家鎮護等之文字有之候而も不及  
斟酌事

一 御由緒并諸宗由緒等有之由之銘文有之候趣二而

用捨之儀申立候而も容易二可取用筋三無之尤格別

訳立候分其外遮難渋申立候分者長門守方へ可申

聞事

一 本寺と唱候内大本寺小本寺本寺並等之名

目有之候得共壺ケ寺二而も末寺門徒有之候分ハ相

除候積

但諸国録所掛所其外末寺者無之候而も本寺

も無之一本立候類之大地或ハ寺格宜數分者

是亦時宜次第長門守方へ可申聞事

一 御朱印地之分差別無之事

一 塔頭地中も門末無之候得者末寺同様之事

但神社之別当社僧も同断之事

一 領主附属二無之寺院者仮令領内二孕り居候而も

公儀二而取調被 仰付候間私領二而者相除可申候事

一 寺院之内無住之分留守居僧等二而難決節者其

寺兼帯之本寺又者法類組合寺等相札請印可申

43  
丁

付候事

- 一 梵鐘差出方持運ひ等之儀寺院共難儀不相成様追<sub>而</sub>  
 受取之もの差遣し万端領主方<sub>三</sub>而取計ひ可申  
 事右<sub>者</sub>凡之心得方<sub>二</sub>付難決儀<sub>者</sub>長門守方<sub>へ</sub>可申  
 聞事

④2

諸宗触頭共<sub>へ</sub>論書写

- 一 諸国寺院<sub>二</sub>有之梵鐘之儀本寺之分<sub>并</sub>古來之名  
 器時之鐘<sub>二</sub>相用候分相除其余<sub>者</sub>大砲小銃<sub>二</sub>鑄換候  
 義<sub>二</sub>付今般再応被 仰出候通梵鐘之儀<sub>者</sub>仏門之重  
 器<sub>二</sub>付尋常之訳ヲ以可被及御沙汰筋<sub>二</sub>者無之候得共近  
 來異国船度々渡來致し不容易御時節<sub>二</sub>付格別  
 之 叡慮も有之右体重き法器をも鑄換被 仰出候儀  
<sub>二</sub>付此上難決候間敷儀<sub>者</sub>勿論非常用等申立歎願相  
 致し候<sub>而</sub>も御取用可相成筋<sub>二</sub>者無之万一心得違之輩  
 も有之候ハ、猶奉行所吟味之上嚴重之御沙汰<sub>二</sub>も可  
 被及候条御触之趣厚相弁心得違無之様末々寺院<sub>へ</sub>  
 至迄不洩様早々可申達事諸国寺院梵鐘之儀<sub>二</sub>付  
 今般御触有之候<sub>二</sub>付右心得を以御領内附属之寺院呼

44J

出別紙心得方書取之趣相含旨<sup>ニ</sup>奇檀家惣代之もの  
共をも呼出本末糺之上本寺之分梵鐘有無<sup>并</sup>本山  
又<sup>者</sup>本寺小本寺等之訊其外国郡村寺号を記置  
婦寺申付本寺之内梵鐘無之分同様取計相殘  
候末寺之分ハ古来之名器当節時之鐘<sup>ニ</sup>相用候旨  
申立候分<sup>者</sup>勿論御由緒其外遮<sup>而</sup>難洪申立候類  
ハ相除全無異儀梵鐘可差出寺々と治定いたし候  
分ハ勝手次<sup>案</sup>鑄換之積請書申付右名器時之鐘其外  
難洪之由申立候寺院<sup>者</sup>追<sup>而</sup>可及沙汰旨申渡是又  
婦寺申付置御領内惣寺院何ヶ寺内本寺何ヶ寺内  
鐘幾ツ末寺何ヶ寺内何ヶ寺<sup>者</sup>鐘無之何ヶ寺ハ請  
書差出何ヶ寺ハ名器時之鐘其外難洪之趣申立候  
段届書直<sup>ニ</sup>長門守方へ差出右名器難洪之趣等申  
立候分別紙<sup>ニ</sup>致し取計方之儀是又長門守方へ  
申出受差図可被取計候尤末寺之分も何宗何国  
何郡何村何寺末何国何郡何村何寺と認可差出  
候依之別紙心得方書取<sup>并</sup>奉行所方諸宗触頭共  
江申論置候趣も有之候<sup>ニ</sup>付為心得論書写書をも  
相添相達候事

45  
丁

長崎港にて魯西亜使節フーチャチンと川路

氏応対之内抜書瀧昇子宅ニ而一見写之

〔上使川路左衛門尉殿御尋〕

〔〇〕 一 兎角返翰之趣意解違ひ等有之候而者 不容易義殊ニ諸事之論談

も難出来候間先ツ一ト通り返翰之意味会得被致候処承度候

〔魯西亜使節フーチャチン答〕

〔△〕 一 再応熟覽ニ及候処漢文之意味ニ而者 御返翰ニ認無之事ハ各方

御差越於此地御取扱被下候儀と存候然るを御返翰外之儀者 御取

扱不相成様ニ被申間候而者 少し趣意違ひ候儀ニ存候

〔〇〕 一 返翰之趣意ニ違ひ候事決而無之候某命を請来而書翰ニ尽さる

所を申述候所ニして書外之意ニ抱まるへきにあらず老中よりの返

翰ハ即ち上之意を請て認候所ニ而 命を請て認し所ニ而 命を請て

其事を取扱人臣之場合聊たり共其事を違へて可相濟哉使

節之身ニ取て可有熟考筈也

〔△〕 一 昨日委細書面ヲ以心得方申立候処右之御答ニ者 無之只御返翰之

趣意而 御諭ニ候得共一体五拾年已前と即今と時勢之違ひ有之

取急き候事ニ候先我国書翰之意得と不申述候而者 趣意不相分

候間先申述へく候

〔○〕

一 可承候

〔△〕

一 貴国弍百年來外国之交を絶ち独国鎖して海外独

立圀せられ候故異国之事能く通し給わす随而武備

も絶へ候様に相見候処外国は追々相開け武事

鍛鍊致し軍陳戰圀之器械悉く精利を極メ航海

之術は勿論船製作等巧を極め候故先軍船之上二而申

候得者貴国之船數十艘有之候とも異国軍艦壹艘二者難

及且は沿海之御固メニ至りてハ炮台其外之御警衛

向長崎湊ヲ以第一嚴重之所と被致候由ニ及承候処今般

一見致候得者プレガツト船を以て押破し過るに聊か堅き

事可有之とも不相見其余太平打続き全国御武備

御手薄にて甚以懸念致し候処に候依之都而之軍器

西洋風三而為傲武事専ら御備飾無之而者難相叶時勢

ニ有之候我國於海外ハ余り負を取り不申国柄二而既に

貴国之隣接と相成候間万一之節者互ニ助成致し候積

我主之願存る所ニ候

〔△〕

一 只今申上候儀詰り候処ハ両国之和親を存候ニ付心底を

不残有之儘ニ申上候事ニ候尤右之趣致書面可差

出候是方以來日本国御武威弥御盛ニ相成魯西亞

46  
丁

同様<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>互<sup>ニ</sup>和親を致し末永く両国之安穩ならむ

事深く希ふ所<sup>ニ</sup>候右書面御熟覽之上御挨拶承度候

〔〇〕 一 承候書面一覽勘弁之上<sup>而</sup>可及挨拶候

〔△〕 一 近来蒸気船を致発明候後<sup>者</sup>世界之模様一変致

候右船<sup>者</sup>風之順逆<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>も日合を以通船相成候是ヲ以掛ケ

隔候国々も互<sup>ニ</sup>近く相成異国<sup>へ</sup>船之往来も繁く相成

候<sup>而</sup>薪水食料を求め候ため是非於御国地求め候わね

は難相成候扱又軍卒之器械古に引競べ候<sup>而</sup>者追々精密弁

利を極メ候様相成貴国<sup>ニ</sup>而<sup>も</sup>御備無之<sup>而</sup>者難相成時勢<sup>ニ</sup>付

御入用<sup>ニ</sup>候ハ、蒸気船軍艦<sup>者</sup>勿論大炮其外とも軍械

何方<sup>ニ</sup>も差上可申候

④ 卯八月 御達

阿蘭陀之儀<sup>者</sup>勿論魯西亞亞墨利加式<sup>者</sup>国<sup>者</sup>長崎下

田箱館三港<sup>江</sup>渡来御差免英吉利<sup>者</sup>長崎箱館<sup>一</sup>

港<sup>江</sup>渡来御差免相成候処<sup>江</sup>亞墨利加国之儀<sup>者</sup>近来満清国之

交易盛<sup>ニ</sup>相成御国之海上繁く致通航候<sup>ニ</sup>付<sup>而</sup>者暗礁<sup>カシラ</sup>心得

不申候<sup>而</sup>者人命<sup>ニ</sup>抱<sup>ル</sup>候間浦々測量致し度旨<sup>ニ</sup>当<sup>ル</sup>三月中下

田<sup>へ</sup>渡来之亞墨利加より願出<sup>而</sup>承<sup>ル</sup>リ<sup>ニ</sup>渡来可致旨申立

47丁



出帆致し候右測量之儀容易ニ御差免難相成候ニ付追

而渡来之節於下田精く申諭嚴敷御断相成候若シ又

如何申諭候<sub>而</sub>も承伏不致候節ハ追<sub>而</sub>此方<sub>方</sub>応接之者彼

国<sub>へ</sub>被差向政府<sub>へ</sub>可及掛合と迄<sub>も</sub>為申談候筈ニ候併国風制度

相違之上論談<sub>（マ）</sub>徹底難致表情に候得<sub>者</sub>下田<sub>三</sub>而<sub>二</sub>心接之模様

ニより内海迄<sub>も</sub>乗入候歎如何様之次第<sub>ニ</sub>可相成<sub>も</sub>難計尤是

迄<sub>も</sub>都<sub>而</sub>穩便之御取扱に相成居候儀<sub>ニ</sub>付今般迎<sub>も</sub>此方<sub>ニ</sub>而

者穩<sub>ニ</sub>相断候積<sub>ニ</sub>候得共自然之儀出来候<sub>も</sub>難計候間銘

々兼<sub>而</sub>其心得にて可被罷在候依之<sub>二</sub>亜墨利加船<sub>より</sub>差出候測

量之儀申立書翰和解致し<sub>為</sub>心得相達候事魯西亞英吉

利亜墨利加等<sub>ニ</sub>別冊之通条約御取替<sub>ニ</sub>相成候得共諸夷

入港之上<sub>者</sub>以後之御実備弥以肝要之儀<sub>ニ</sub>付銘々右之心

得<sub>ヲ</sub>以て猶又平常覚語<sub>（マ）</sub>も可有之事<sub>ニ</sub>候因<sub>而</sub>為心得条約書

写相達候事

右之通万石已下之向々<sub>江</sub>可被相達候事

〔白紙〕

48丁

49丁

50丁

45

某氏書中下田<sub>ニ</sub>而<sub>二</sub>見聞之諸説記録之内漂民之

## 一件拔萃

先頃仏郎察船方漂流人送届候者御尋御坐候三州田原

郡三宅对馬守様御領分百姓勇次郎作蔵兩人ニ御坐候重国

之名をヨロクと申都之様子相咄申候市中家作皆一樣之

由壁(切石ニ積止)ビイドロ(戸障子)ニ往來之掃除役と申者終日不絶出居

馬を為引芥を拾ひ候事故一点之塵も無之候往來郡衆

夥數停止或ハ精進日杯と申日々漸々大坂之人通り位ニ

相成申諸輩之者皆入交り借地借家致言語不通之者も

何か用弁仕候婦人杯ハ多く車(馬)馬(馬)正(但し男女共歩行のものも有之)ニ為引其飾り

四方皆ビイドロ作り(凡広四疊敷程三角之徑四尺の鏡筆四ツ也)ニて屢行合申候御尋(或ハ無儀)ニ其所奉行杯之

体如何奉行と申候(或ハ無儀)も一僕位(或ハ無儀)ニ徘徊仕候ニ付西体少しも

覺へ不申候又制し声杯も無之候音楽杯家々毎に仕居

言葉も聞へ不申候程ニ御坐候彼地(旅宿)ニ罷在候主人

申聞候(者)何事(者)も勝手次第(可)仕少しも遠慮杯無用

之地(下)トルラル(に)富候得(者)奉行(ニ)致(ま)で之程之事ハ不

苦(乍)去軍事之義(者)嚴重(夫々)不絶有之候事故日々

両三度ツ(者)ゲ(番太郎ソラシヨウ見廻候事也)ベール組調練にて市中を往來仕候且又

彼地(共)台場々々に帰置候様子(奉)存候旅宿(食)事

ハ三度(共)式度ハパン(月)一度米飯を呉申候全日本人故左様致

候よしパン杯も船中の品者兵糧故不宜〔丘より八味不置〕平食之品ハ誠ニ

結構ニ候一々暖ニ仕立砂糖杯汁肉野菜之製も船中者別

段銘酒毎度出し給仕ニ者少女差出申私義鯨漁船ニ而日々

百疋程の賃錢ニ而貯も有之進メニ寄サンフラ〔ン〕シス〔コ〕と

申都に参り申候右之道中凡千里程有之其間鐵路ニ而

蒸気車往来之処賃錢余程掛り乏候間便船之方ニ

〔日本へ近く候間歸路に近き方へと参り申候〕

仕候海者海者近來開き候由未タ普請中ニ御坐候其職人

様者之者ニ千人三千人程ツ、群レ日々仕居城様之普請之

如くニ御坐候其地者のもの申候ニ者普請出来上り候得者ネヲヨロク

都方ハ一層佳麗ニ相成追々諸国者之人來借地其外ニ相

成候得者地も彼所者方広大ニ可相成由申聞候且是より和聖〔國城〕

東都者可参旨勸メ候得共余程隔り最早飽果一日も

早く帰度相止申候夫方右之ネヲヨロク〔ホーストン日本歸路之船ちんハ此方へトル也〕へ〔ホシコンへ着夫カワンプウ〕帰り便船ニ而唐土

へ〔ホシコンへ着夫カワンプウ〕罷越左浦之地ニ暫罷在申候此地随分繁花ニ候得共中

々ネヲヨロクニ者及不申候市中ニ而目立候家と申は〔ワンプウ〕

皆夷人之家に御坐候其地日本ニ之通りニ御坐候何故同様

之趣御尋之処御逡巡者なから亞国ニ比候得者見苦敷同様

之趣且又御結と申物ハ誠ニたべ悪き物ニ而御坐候類ニ何故之

51 J

事哉パンの味之宜<sup>ニ</sup>付如何も食患候趣甚絶倒之至<sup>ニ</sup>御坐候  
右之外珍敷事申上候事無御坐候

《50丁オモテの上部の記事》



樽石  
馬道  
町巾凡十五六間三筋余  
樽石  
凡拾枚の石

《50丁ウラの上部の記事》

米ハ北アメリカ  
<sup>ニ</sup>而出来不申  
南アメリカ<sup>ニ</sup>而出来  
豪富大軍船五六十年  
候へ共 高

〈白紙〉

④6

和蘭陀国王より差越候書翰和解<sup>并</sup>副書写

和蘭陀国王差遣候書翰<sup>并</sup>別副論書写

和蘭国ヘイテカラチイコツツコヲニク<sup>天祐王の義兼</sup>ヲラニイ<sup>蓋し称号也</sup>

ナツサウ<sup>共ニ</sup>のフリンズ<sup>地名</sup>名リユキセムビユルク<sup>地名</sup>のゴロラテ<sup>名</sup>

ヘルトク<sup>名</sup>キルレム<sup>名</sup>第二世誠意を以て書を吾盟契隆

治の所在帝都江戸なる名徳顕聞大威望大日本

政府に贈る

53丁

52丁

冀くは此主盟契の健康無恙福安の時に及びて誤りなく  
其ノ手<sup>二</sup>達せんこと乎

二百有余年前

大府の宗祖名徳馳揚の

権現家康公より信牌を賜り和蘭人に其商舶を

以て日本に来ることの免許あり是によりて我和蘭人今

猶懇篤を以て日本に納られ優待を蒙るのみならず加比丹

に<sup>者</sup>定時を以て自ら大府に拝礼するの榮を恵まる

我和蘭人然も親恵を蒙ること綿々絶へざるより余日本に

対するの愛情甚だ深し故に貴国帝土の安寧貴国人

民の幸福を進むる所の諸事は務めて為さん事を冀

ふなり

和蘭日本両国の主今日まで未曾で書牘を往復せず蓋し

書牘を要する事なけれバなり其故<sup>者</sup>交易の事及び尋常

の風説<sup>者</sup>我和蘭の臣咬啗吧及び亞細亞洲中和蘭所領の諸

島を管領する所の総督より年々之を告るを以てなり

然れとも今日に至りて余黙止するを得ず其故は爰に一

大緊要の事ありて告ざる事を得ざれなり此事は和蘭

人日本に於ての交易の事に拘るにあらざ即ち貴国政

54  
丁

事の緊要の事に関りて国王より直ちに国王に告るに足るの一大事たり余日本の後來を憂ること深し冀ハ余の好商議を以て未來の禍を防んことを近年英吉利の女王帝國支那と劇戦せし事ハ我国人の舶より年々長崎に出せる風説にて已に

政府の明智を経たるなるへし英武の支那帝久々無益の防戦を為して後遂に歐邏巴兵術の強大なるに屈し其和議を行ふに及びて大に支那古昔よりの政を改め且其五処の港を開きて歐邏巴人交易の地となせり

今を距ること三十年前歐邏巴荒敗の乱治りてより諸国の民皆治平の業を営み諸州の国王古賢の言を遵奉し其民の為に通商の諸道を開き随而諸民蕃息せり又器械の学分析の術に於て發明多きにより手作の業漸々

必用ならざるに至り交易及び勉勤何れの地に於ても其増息甚速なり然れとも是に関らす諸国に於て生計の材資不足せり英吉利共其土人に富有智能深慮の失多しと雖も生計の資に匱乏せし者多かりき是に於て彼の国人其交易の新途を求めて休まず其求るの切なるに至りて或ハ異邦の民と争鬪に及ふことあり此時に至り

て英吉利の政官事の急なるによりて唯務めて己れの属下を補翊保護するの外他計なきなり英吉利商人と広東にありし支那の官人と争闘の起りしも

其始又是の如し此争闘よりして兵乱を生し其乱

遂に支那の一大災厄となれり其故は此一乱にて支那人

死るもの数千人諸所の府城掠奪蹂躪せられ而して

数百万の宝貨を購焚料焼き打せらせるへきを購ふ為に敗軍より出す金銀を云ふとし

て英吉利に奪れたれハなり当今の時右の如き災厄

将に日本に及はんとす若すこしの不虞あらは即

ち禍胎為に萌発すへし今よりハ諸般の舶日本近海

に遊走する者増なるへし然れば其舶の人等と貴

国諸州の民と極めて争闘は生し易かるへし是等の

争闘より兵乱を興すへき事は余深く憂る所なり

貴国

政府の明智応に此危災を防ぐの良策あるへし是余の希望する所なり

千八百四十二年天保十三年壬寅八月十三日長崎奉行より和蘭

加比丹に示されたる論書異国の舶温和の遇待の命

ありこれ以て政府の明智洞察を知るに足る然とも此命旨

56J

以て危災を防ぐに足るべきか右の論書中ニ説く所は  
唯難風に遇ひ或は匱乏して日本海岸ニ漂着する

所の舶のみ若し此他の事にて敵対の意なく日本海

岸に近よる所の舶は如何の遇待を蒙るべきや右等の

舶若し温和ならず粗暴に抵拒せらるゝ時は即ち

争鬪を生ずへし争鬪即ち兵乱を誘発し兵乱即ち

荒敗を致さゝる事なし

日本の為に此禍災を除ん事は是余の最も望む所なり

此心蓋し二百年来我和蘭人日本に於て優待を

蒙るに報する所なり

余熟々時世の移換るを考るに坤輿生民の通交隆盛を

為す事甚速かなり蓋し爰に拒くへからざるの勢ありて

坤輿の民を互ニ相引き相集む近頃蒸気舶の發明あり

てより遐遠漸邇近となれり此諸民互に相近くの時に

在て孤立して交らざらんと欲する者ハ遂に仇を諸国の

民に結ふに至るへし名徳顕聞の貴国

宗祖法を建て異国の民と通好を狭限するは通商ハ唐土和蘭の  
二国に限るを云なり

余が知る所なり然ともラツエ按るに老子  
なるべしの言に聖人上に処

れは和を保つと謂へり若し夫れ



宗祖の法を厳守して和交為すへからずといふも聖賢<sup>者</sup>其法を寛にせん事を欲せり

余の誠意を以て

大府に勧る所亦斯の如し希くは異国の人に対するの法を寛にして幸福の日本をして兵乱の為に荒敗せしむる事なかれ余の此議を

大府に勧る<sup>者</sup>一片の誠心にして少しも私利之心を挟むにあらず夫和好を保つ<sup>者</sup>唯親信の交りによるべし親信の交は唯交易に因て生すべし是日本

政府の賢明洞知する所なり

大府若し此貴国の大事に就て猶其詳を知んと欲せば宸翰の回書を賜るの後余將に予の親信する所の者一人を日本送んとす然る時<sup>者</sup>余の此牘中大略を拳たる事の詳明を尽す事を得へし予隔遠の日本の幸福和好を願ふ内に悲惻に堪へず其故は此を慈父に議んと欲すれば哀哉慈父<sup>キルレム</sup>第一世二十八年視政の後今を距る事四年前館舎を捐つ大府幸に憐恤を垂れし予今一軍艦を以て此書牘を贈る希ハ

大府の回報を得ん事を右の艦中予の肖像あり是予

の誠実<sup>(マコト)</sup>恋愛<sup>(コイ)</sup>の心を表せんか為に

大府に献する所なり此他尚一二の礼物あり記して副紙に

在り並に菲微の品たりと雖も皆和蘭<sup>(オランダ)</sup>国人の学芸巧

術の及び勉勤に因て産出する所の物なり

貴国従来我和蘭<sup>(オランダ)</sup>人を恵恤する事鮮からず予深く

是を謝す猶且将来に望む所なり

上帝

大府の顕明

宗祖を祐て其治業をかく永久ならしむ其

大府に於る又此の如く幸福をして永久ならしめんこれ予

の可祈所なり洪福安寧和楽大日本永くこれを得よ

視政第四年千八百四十四年二月十五日

〔天保十四年癸卯十二月二十七日〕

ス、カラアヘンハアカ王宮に書す

キルレム ミニステルハンコロニイン<sup>官名</sup>

ハナアド<sup>但此人名草体にて読がたし</sup>

④7

和蘭国王より日本帝<sup>江</sup>礼物目錄

一 和蘭王肖像

一枚

59丁

名画師ハンデルヒユルスト人の名の写す所  
金縁にて像大さ真の如し

一 玻璃燭台 一対

各カルセルラムブ不詳吾個を備へ又蠟燭  
をも点すへし球及び灯玻璃若干添

一 玻璃大花瓶 一

剪綵花環添

一 馬銃 一對箱入

六筒の者

一 カラビイン筒 一

二筒の物箱入

一 欧羅巴地図 一

欧羅巴諸州諸都の図を集る者

一 新刻東印度和蘭所領大地図 一

シユリナーメ地名の記行 大本一冊

一 東印度和蘭所領の窮理史 大本三冊

一 東印度草木図説 大本三冊

一 咬啣吧草木図説 大本三冊

一 日本草木図説 大紙四折本

一	日本禽獸図説	同	四冊
一	地理総説 <small>附</small> 天学説	四折本	二冊
一	数理地球総論	同	一冊
一	天学基礎	八折本	二冊
一	天学書	同	五冊
一	テカラーフ <small>名人</small> 天学書	同	一冊
一	ハンアーダムス <small>名人</small> 天学書	同	一冊
一	天学教諭書	同	一冊
一	万象記録	同	一冊
一	同	同	一冊
一	土星環論	同	一冊
一	エンケ彗星論	同	一冊
一	ハルレ彗星論	同	一冊
一	天象記	同	一冊
一	彗星記	同	一冊

④8

去歲七月貴国使价船齎

国王書翰到我肥前長崎港崎尹伊沢美作

守受而達之江戸府我主親読之

60  
丁

61  
丁

貴国王以二百年来通商之故有遥察吾国之利病見忠告条其言極為懇款且別見惠珍品若干種我主良用感荷理宜布報然今有不能然者我祖創業之際海外諸邦通信貿易固無一定及後議定通信之國通商之國通信限朝鮮琉球通商限貴國与支那外此則一切不許新為交通貴國於我從來有通商無通信与商又各別也今欲為之布報則違碍祖法故伴臣等達此意於○等稟之

○落字カ公ノ字書キ消シアリ

於  
国王事似不恭然祖法之嚴如此所以不得已請諒之至見惠礼物亦在所可辞然而厚意所寓遐方送致倘或納蓋涉不恭因今領受薄晋土宜數種以表報謝具錄別幅勿論却幸甚抑祖法一定嗣孫不可恪遵後來往復請見停或其不然雖至再三不能受幸勿為訝至於公等書翰亦準此不為報也但貴國通商則遵旧約勿替亦是慎守祖法耳幸稟之於  
国王忠厚誠意則我主亦深感銘不敢疎外

也因今伴臣等具陳言不書意(尺)千万諒不備

阿蘭陀国政府諸公閣下

阿部伊勢守正弘判

牧野備前守忠雅判

青山下野守忠良判

戸田山城守忠温判

弘化二年乙巳六月朔日

別幅副

一 貼金画屏風

一双

一 描金書架

一座

撒金硯紙匣

一副

撒金文台硯匣

一副

撒金提合櫥

一具

華文綸子

二十端

華文紗綾

二十端

彩龜綾

二十端

彩綾

二十端

彩紬

二十端

かびたん江諭書写

我国往昔より海外に通商する諸国少からざりしに四海泰平に治り法則や、備り朝鮮琉球の外者信を通することなし

貴国支那は年久しく通商するといへとも信を

通する二者あらず然るに去秋其国王より書翰差越と

いへとも厚意ニめで、夫か為に答ふれば則信を通るの事にして祖宗の嚴禁を侵す是我か私にあらず故に返

翰の沙汰に及がたし然といへども毎年通商の好を忘

れす至誠の致す処祝着これに過す其懇志の程い

さ、か会釈に及はされハ礼節を失ひ且誠意に戻る

依て其重役へ書を送て其厚きを謝す又品々贈越と

いへとも返翰に及さる上ハ請納めかたししかれとも厚意

のもたしかたき故に其意に任せて納と、む就ては是

も会釈して国産の品々送り遣ス也然ハ後來必書翰

さし越事なかれ若し其事ありとも封を開かずして返し

遣すへし正に礼を失ふに似たりといへとも何そ一時の

64J

故を以て祖宗歴世の法を変すへけんや爰ヲ以他日再ひ  
事を費すことなかれ此度書簡相送候とて其返報も固  
く無用たるへし此旨能々心得本国へ申伝ふべし

〔白紙〕

⑤0

条約

現今亜美理駕合衆国謀与日本国人交  
相親睦將依此意以定後來久守之章程

是以

合衆国大統領差全權被理到日本

日本国大君差全權林大学頭井戸对馬守伊

沢美作守鶴殿民部少輔相与遵奉

勅諭立約如左

一 両国之人嗣後苗互相睦不得以其人 之 高

下貴賤与所過異他而各別視之也

一 日本国政府今定下田箱館<sup>西</sup>而港<sup>西</sup>做为合衆国

船発薪水食料石炭等諸欠物之現存者儘数

給之地准其駕舶入港但下田港応以鈐印約

66  
丁

65  
丁



書之日為之如始箱館應以來年三月而始開其給發諸物應自日本官吏講備報知而抵以洋金洋銀也

一 合衆國船漂到日本諸處海濱者應救恤周濟其所携諸物具船送致之于下田或箱館付之該國人到港者其周濟漂民諸費項彼此所同兩國皆不用追支也

一 漂民及到港合衆國人應同海外諸國之俗從容待之不得一處安置也但至日本正理之例合衆國人亦不得不甘心從順

一 合衆國漂民及其他到港者兩港官吏不允做長崎港置唐山和蘭諸國人之制而錮禁也但下田港內小島居中向四方步遊七里若箱館行步之規應俟日後量度較定

一 或要覓必需諸物及其余宜見允准之事應俟兩國議定

一 合衆國船到兩港者准其以洋金洋銀及諸貨抵換必需物應謹守日本政府法制若其所發諸貨不中日本人意亦却之者合衆國

67丁

人応甘心帶回

一 其取薪水食料石炭及欠乏者物皆応從該地官吏等幹弁(凡)一支一収皆不得私下相与也

一 嗣後日本政府倘以今相允合衆国之事与他海外諸国相充則亦応同充之于合衆国毋庸遲緩待議也

一 兩港既開則合衆国人除猝遇風颶之外不得向別処姿意入港也(悉)

一 倘兩國政府均有不得已三事情或応置合衆国総領人於下田但置総領之事応以鈐印約書以來七八月後為期(之)

一 条約一定兩國各官民自応謹守且合衆国大統(領脱)同長公会大臣議定允旨致書於(背)

日本国大君此事亦応以今後七月即將兩國君上批准之約互換

約書始上兩國全權諸臣下印作証

嘉永七甲寅年三月初三日我主耶蘇基

督後紀年之一千八百五十七年三月三十一<sup>(2)</sup>  
日在横浜村築館鈴益閣

〔白紙〕

⑤1

浦御触書之写

松平薩摩守方<sup>二</sup>而引受製造被 仰

付候大船式艘壹艘<sup>者</sup>船長二十四間

壹艘<sup>者</sup>式十間何も檣三本三段帆

遣り出しよりも中黒之帆印帆中柱

布交之吹流を附艫之方日之丸之船

印小幟相立薩摩守手船長さ二十四

間檣三本三段帆遣り出しよりも裾黒

之帆印帆中柱に裾黒之小印を付艫

之方日之丸並轡之船印小幟布交之

吹流を相立右三艘よりも薩摩国より

江戸迄相廻筈に候条其旨相心得湊懸之

節<sup>者</sup>定例御用物廻船之通取計難風

之節<sup>者</sup>勿論風招不宜候ハ、船見懸け

69  
丁

70  
丁

71  
丁

次第早速引船数艘差出候諸事差

支無之様可取計者也

卯十一月十日 因幡御判

武蔵  
相模

右海岸

筑後 同 伊豆

御用<sub>二</sub>付無印 左衛門

駿河 御領  
私領

加賀 同 遠江 寺社領

河内 同 三河 村々名主

【注】

1 村上範致は幼名を喜之助といい、通称は定平、諱は初め貞輻、のちに範致。清谷と号する。のちに家名の財右衛門を襲名する。田原藩の軍備を西洋砲術へ改革する。下級藩士から、家老まで出世した。『田原町史 中巻』（田原町文化財調査会編、田原町教育委員会、一九七五年）一〇七九―一〇八六頁

範致が記した記録に「安政乙卯聞見雜録二」「安政丙辰聞見雜記三」「安政四丁巳聞見雜記四」「安政五戊午聞見雜記五」「安政六己未聞見雜記六」「万延元庚申聞見雜録七」「文久元辛酉聞見雜録八」「慶応四丁卯冬聞見録」（以上、田原市博物館所蔵）があり、村上範致古記録研究会において翻刻を進めている。

2 「安政乙卯聞見雜録二」の一丁から三十丁は、佐久間永子・鶴飼尚代「村上範致「安政乙卯聞見雜録 二」 翻刻(1)」(『名古屋外国語大学論集 8号』名古屋外国語大学、二〇二一年) 三六九―四一四頁を参照。

3 『田原町史 中巻』二一九―頁

4 村上範致古記録研究会において二〇一七年六月から二〇一八年三月に輪読し検討を加えた成果である。担当者、秋元悦子、砂川亨、鶴飼尚代、黒川秀雄、佐久間永子、塚原美根子、仁田紀生、早川秋子、林由紀子、原知里、福田花子、吉

川将（敬称略五十音順）。

- 5 鵜飼尚代・佐久間永子「村上範致著述古記録に関する基礎研究」（『名古屋外国語大学論集 2号』名古屋外国語大学、二〇一八年）三〇—三三—三四頁